

# 村からのお知らせ

## 入札結果

平成16年12月24日施行の入札結果を報告します。

落札価格に消費税は含まず。

忍野村立忍野児童館新築外構  
工事  
(入札番号第16-11号)

落札業者 (株) 土手影建設

落札価格 11,800,000円

村道湧池線外1改良舗装工事  
(入札番号第16-17号)

落札業者 忍開発興業(株)

落札価格 11,300,000円

村道天狗線改良舗装工事  
(入札番号第16-18号)

落札業者 (株) 渡清興業

落札価格 19,500,000円

平成17年1月25日施行の入札結果を報告します。

落札価格に消費税は含まず。

村道天狗線外1改良舗装工事  
(入札番号第16-19号)

落札業者 (株) 湯山建材

落札価格 27,200,000円

防火水槽設置工事  
(入札番号第16-20号)

不調により最低応札業者と協

議の結果

受注業者 小山田建設(株)

受注価格 4,570,000円

忍野村公共下水道事業実施設

計業務委託

(入札番号下16-12号)

落札業者 日本上下水道設計(株)

落札価格 2,000,000円

## 3月定例議会 日程について

3月定例議会の日程が次のとおり決まりました。

役場3階の議会事務局で受付していただくと、誰でも傍聴できます。

また、テレビ放映も実施しますのでご覧下さい。

なお、日程については変更する事もありますので、議会事務局までお問い合わせ下さい。

会期

3月4日(金)～3月17日(木)

まで14日間

本会議日程

・開 会 3月4日(金)

・一般質問及び議案審議

3月17日(木)

会議開始時間は両日とも、午前10時の予定です。

場 所

忍野村役場 3階 議場

お問い合わせ先

忍野村役場 議会事務局

0555・84・7780(直)

## 献血のお知らせ

医療の進歩や人口の高齢化に伴い輸血を必要としている人は増加しています。血液は人工的に造れません。全て献血に頼っています。

患者さんの生命を救うのはあなたしかいません。ご協力をお願いいたします。

なお、昨年10月より患者さんがより安全に輸血が受けられるよう、献血される方の「本人確認」を行っております。お手数でも運転免許証・パスポート・健康保険証(献血手帳は対象外)をご持参いただき、ご提示していただきます。併せてご協力お願いいたします。

日 時

平成17年3月30日(水)

午前10時～11時30分

午後12時30分～3時

場 所

忍野村保健福祉センター駐車場

対象  
16歳～64歳までの健康な方

内 容

200ml・400ml・成分献血

薬を飲んでいない方、現在妊娠

中等の方は献血できません。

お問い合わせ先

忍野村役場 福祉保健課

0555・84・7795(直)

## 平成17年度忍野ハロープラン 推進委員会委員募集のお知らせ

忍野村では男女共同参画プラン「忍野ハロープラン」の進捗状況を点検・推進するための方策を検討・提案するとともに、学習・研究の基幹となる「忍野ハロープラン推進委員会」を設置しています。

活動内容は、月に1回の推進委員会(会議・学習会)が中心になっています。堅苦しく考えず、おのおのがそれぞれの家庭・地域社会、職場での問題を持ち寄り、そのことについて問題意識を持つ事が始まりになります。お気軽にご参加ください。

左記により、当委員会委員を広く村民の皆さまから募集します。奮ってご応募ください。

募集人員 20名

募集条件

忍野村在住の20歳以上の男女

任期

平成17年4月から平成19年3

月31日まで  
活動内容

・月一回の推進委員会への参加

(会議・学習会)

・各種研修会等への参加

・村の啓発活動への参加

募集締切

平成17年3月31日(木)

申込方法

電話、FAX、電子メールで

住所、氏名、年齢、連絡先をご

連絡ください。

申込み・お問い合わせ先

忍野村役場 総務課

男女共同参画事業担当

0555・84・7791

(直通)

\*0555・84・3717

Email

soundu@vill.oshino.lg.jp

## 教育委員会より

### おしの生涯学習 講師募集!

教育委員会では、「住民自主企画講座」の講師を募集しています。

募集要項

対象

県内に在住、在勤の20歳以上の方で、各種学習活動を現在実践または、今後活動を希望している方。

テーマ・内容  
教育・文化・スポーツ・環境  
・親子で参加できる講座・国際  
交流等テーマは自由です。  
開設の要件

講師としての謝礼は、受講者  
の受講料から支払います。  
講座のPR、受講生の募集、  
会場の確保は教育委員会が行い  
ます。

受講生が5名以上集まらない  
場合は、講座が成立しないこと  
もあります。

提出書類

講師申込書が教育委員会に置  
いてありますので記入して提出  
してください。

（募集期間：平成17年3月10日  
（木）まで）

場所

原則として村内コミュニティー  
センター、四季の杜・おしの  
公園、村民グラウンド、村民体  
育館を利用する。

期間と回数

平成17年度内で回数は自由設  
定とする。

時間

原則として1講座90～120  
分程度

お問い合わせ

忍野村教育委員会

0555・84・2042  
\*0555・84・4140



平成17年全国山火事予防  
運動の実施について

平成17年3月1日から3月7  
日まで、全国一斉に「平成17年  
全国山火事予防運動」が実施さ  
れます。この運動は、春季全国  
火災予防運動の一環として、毎  
年の山火事発生危険期に実施し  
ているものであり、広く国民に  
山火事予防意識の啓発を図ると  
ともに、予防対策を強化し、森  
林の保全と地域の安全に資する  
ことを目的としています。

〔統一標語〕

「小さな火 山に捨てると  
大きな火」

《重点事項》

ア 枯れ草等のある火災が起こ  
りやすい場所では、たき火を  
しないこと

イ たき火の場所を離れるとき  
は完全に消すこと

ウ 強風時及び乾燥時にはたき  
火、火入れをしないこと

エ 火入れの許可は必ず受ける  
こと

オ たばこの吸いながらは必ず消  
すとともに、投げ捨てないこ  
と

カ 火遊びはしないこと

お問い合わせ

山梨県森林環境部  
森林整備課 森林保護担当  
055・223・1644  
忍野村役場 地域振興課 林務担当  
0555・84・7794(直)

臭気指数規制の  
導入について

県では、工場や事業場から発  
生する悪臭についてアンモニア、  
硫化水素などの悪臭物質ごとに  
「物質濃度」で規制を行ってき  
ました。

しかし、最近の悪臭苦情は、  
指定された悪臭物質以外のいろ  
いろな物質が混ざり合った複合  
臭が原因の苦情が増加していま  
す。

そこで、規制方法を見直し、  
人間の嗅覚を用いて臭いの程度  
を判定する「臭気指数規制」に  
変更し、平成17年2月1日から  
施行しています。「臭気指数規  
制」の主な内容は、次のとおり  
です。

【規制対象及び地域】

県知事が、住民の生活環境を  
保全するため悪臭を防止する必  
要があると認めて指定した規制  
地域内において、悪臭を発生す  
る全ての事業場が規制対象とな  
ります。（規制地域の範囲につ  
いては、忍野村役場にお問い合わせ  
ください）

敷地境界線上における規制基  
準（1号基準）

区分	A区域	B区域	C区域
規制基準 (臭気指数)	13	15	17

気体排出口の規制基準  
(2号基準)

排水水における規制基準  
(3号基準)

A区域：主に住居地域など、  
これらに相当する地域に準ずる  
地域

B区域：準工業地域、商業地  
域など、これらに相当する地域  
に準ずる地域

C区域：工業地域など、悪臭  
に対して順応の見られる地域に  
準ずる地域

詳しくは規制図面をご覧ください。  
規制図面につきましては、  
忍野村役場において閲覧できま  
す。

【規制を行う際の臭気の評価方法】  
臭気指数による方法

『臭気指数』とは、臭気の強  
さを表す数値で、においのつい  
た空気や水をにおいが感じられ  
なくなるまで無臭空気（無臭水）  
で薄めたときの希釈倍率（臭気  
濃度）を求め、その常用対数を  
10倍した数値です。

臭気指数  $10 \times \log \text{臭気濃度}$

例えば、臭気を100倍に希  
釈したとき、大部分の人がにお  
いを感じられなくなった場合、  
臭気濃度は100、その臭気指  
数は20となります。なお、臭気

を30倍に希釈したときの臭気指  
数は15、臭気を10倍に希釈した  
ときの臭気指数は10となります。

【施行日】

平成17年2月1日  
(平成16年山梨県告示第496号)

お問い合わせ先

忍野村役場 地域振興課  
0555・84・7794(直)

全県的な小児救急医療体制が  
3月からスタートします

休日、夜間にお子さんが急に  
発熱したり、身体に異変が起き  
たとき、どう対処したらいいの  
か、あるいはどこに受診したら  
いいのかが、戸惑いを感じたこ  
とはありませんか。

このたび、県と市町村が共同  
し、医療関係者等のご協力を頂  
いて、平成17年3月から、全県  
的な小児救急医療体制をスター  
トすることとなりました。

新たな小児救急医療体制の概要

今回始まる小児救急医療体制  
は、通常の診療時間外に、だれ  
もが小児科医による診療が受け  
られるよう、「小児初期救急医  
療センター」を設置するもので  
す。県内には小児科医が少ない  
ため、県内各地からの交通アク  
セスを考慮して、甲府市内に設  
置し、全県の小児患者を対象と  
します。右記センターには開業  
医や病院勤務の小児科医が交代

で勤務し、対応します。  
 なお、従来から各地域で取り組んでいる一般の救急医療体制（小児科医が当番とは限りません）による受診も可能です。

場所

甲府市医師会救急医療センター内  
 055・226・3399

甲府市幸町14-6

（甲府市医療福祉会館）

診療時間

休日：午前9時～午後7時

夜間：午後7時～翌日午前7時

休日：日曜日、祝日、年末年始

（12月29日～1月3日）

開始の時期

平成17年3月1日

留意事項

予約の必要はありませんが、あらかじめ電話で状況などを確認してから出かけるようにしましょう。

お問い合わせ先

忍野村役場 福祉保健課

0555・84・7795（直）

## 税務署より

### 納税について

所得税及び贈与税の納税期限は平成17年3月15日（火）です。個人事業者の消費税及び地方消費税の納税期限は平成17年3

月31日（木）です。

確定申告書で計算された納税額を各納税期限までにお近くの金融機関等の窓口へ備え付けの納付書で納税してください。

なお、振替納税をご利用の方は、所得税については平成17年4月19日（火）、消費税及び地方消費税については平成17年4月26日（火）にご指定の口座から引き落としさせていただきます。

### 納税は口座振替で！

所得税・消費税及び地方消費税の納税には、口座振替が便利です。

金融機関等の預貯金口座（郵便局も利用できます）から振替により納税することができますので、手数が少なく済みます。

また、うっかり納税期限を忘れてしまうこともなくなり大変便利です。ぜひ口座振替のご利用をお勧めします。

新たに口座振替を希望される方は、申告期限までに預貯金先の金融機関等または税務署に「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」をご提出ください。

なお、口座振替は、申告期限までに「申告書」及び「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を提出された場合に限りご利用になります。

### 青色申告のお勧め！

事業所得、不動産所得、山林所得のある方は、青色申告をすることが出来ます。

青色申告には、青色申告特別控除や事業に従事する家族の給与を必要経費として計上できるなどの特典があります。

平成17年から青色申告をした方は、「青色申告承認申請書」を平成17年3月15日（火）までに税務署に提出してください。

なお、その年の1月16日以後新たに開業した方は、開業の日から2か月以内に申請すればよいことになっています。

### 確定申告書に誤りがあった場合の手続き

確定申告期限を過ぎてから、確定申告書の内容に誤りが判明した場合には、次のような手続きを行ってください。

納税額を少なく申告した場合  
 正しい金額を記入した「修正申告書」を提出し、納税してください。

納税額を多く申告した場合  
 正しい金額に訂正を求め「更正の請求書」を提出してください。

なお、「更正の請求書」を提出することができるのは、申告期限から1年以内に限られていますのでご注意ください。

「修正申告書」・「更正の請求書」の用紙は、税務署の窓口を用意してあります。

お問い合わせ先

大月税務署

0554・22・3151

## 成年後見登記に関して

成年後見登記に関する登記事項証明書及び登記されていないことの証明書に関しては、平成17年1月31日（月）から全国の

法務局・地方法務局の戸籍課窓口において請求及び交付事務を取り扱うことになりました。

なお、郵送による同証明書の請求につきましては、従来どおり東京法務局民事行政部後見登録課によって、交付事務を取り扱います。

お問い合わせ先

忍野村役場 住民課

0555・84・7796（直）

甲府地方法務局 都留支局

0554・43・4381

甲府地方法務局 戸籍課

055・252・7176

## 交通災害共済に家族そろって加入しよう

掛け金わずか500円！

見舞金最高100万円！

ただいま交通災害共済の加入推進活動を行っております。各組の婦人会、自治会等とおして加入のお知らせをしています。

ぜひこの機会に家族そろって加入をご検討ください。

お問い合わせ

忍野村役場 総務課 交通災害共済担当

TEL (0555) 84-7791 (直通)

# REPORT

# おしの村女性政策塾

おしの村女性政策塾とは・・・女性の視点から行政に意見が言える場の提供を目的に、平成16年10月2日より毎月1回のペースで開講した公開講座です。平成17年2月7日に全5回の日程を全て終了しました。その内容をレポートします。

このおしの村女性政策塾は、原則10月からの毎月第1月曜日の午後7時30分からの開講となっており、家事を片付けてからの受講者が殆どでありました。

第一回目は、前半、忍野村の行政一般について忍野村役場総務課長後藤照江氏を講師に迎え、地方公共団体の仕組みと忍野村役場の組織について講演いただきました。講演とは書きましたが、内容は双方向による話し合いのような形をとり、聞きたいことを直接後藤氏に聞いていくものでした。最終的なアンケートの中で、この回が一番充実したものであったと挙げる方も少なくありませんでした。後半は、グループに分かれて「村のことが知りたい」「こういう事はどうなっているの?」ということについて意見を出し合いました。以降このスタイルが塾のスタイルになりました。このグループ討議では、生活環境のこと、教育のこと、税金のこと、産業のことと実に様々なジャンルが取り沙汰されました。



第二、三と回を重ねていくうちにひとつのジャンルに収斂していくようになってきました。それは、「ゴミ」のことでした。ゴミの出し方、村のゴミ行政に対する意見、果ては環境問題にまで話は発展していききました。第三回目には、村のこみ

関係担当部署の課長と担当者にも出席していただき、直接意見や質問をぶつけた回もありました。「ゴミを出すときの袋の色を工夫してほしい(例えば黄色にする)」「黄色はガラス対策になるそうです。」「生ゴミ減量対策のためにEM菌利用の啓発をしたらどうか」「ゴミの話題を小中学校教育に取り入れてもらいたい」「ゴミ収集の有料化を訴えたい」「現在行っている資源ゴミの曜日設定では、何週間も空いてしまうときがある」等々と沢山の意見がありました。

毎回とても熱心に討論が行われ、建設的な意見が数多く出されたことも事実ですが、初めての試みであったため進行に不手際があり、論点を逸脱するようないこともありました。塾生の中には、五回の内容では、「まだまだ奥が深く、私にはちよつと納得できなかった」と感じている人もいました。また、「(女性の視点で行政に意見が出来ることは)スタートできたという感じ」とか「(おしの村女性政策塾という)女性の意見を言える場の提供がされたことが(今後の男女共同参画事業の)第一歩になるのではないだろうか」とか前向きな意見も多く聞かれました。

この塾で出た意見のこの後のことも大変気になるところです。塾生の間でも、自分たちが出した意見が、行政にどう生



かされていくのがとても気になっていました。行政側の回答は、いつもボヤツとしたもので核心に触れていないような曖昧なものに終始している感じが拭えませんでした。行政側は、この出た意見に対する率直な対応が課題として残るでしょう。

おしの村女性政策塾には、延べ101人の人達が参加し、7時間半をかけて討論してきました。内容も少しゴミの話題に偏りすぎた感もあり、この点は反省点として残ります。

塾生の感想がありますので、二、三紹介します。「目的が何だったのかわかりませんでした。」「おしの村女性政策塾」を行い、意見が出合ったことは良かった。「目的達成とはいかなかったのでは?話し合われたことが少しも形になればよいと思う。」「意見を言うことや勉強ができて良かったと思う。」「日常思っていることを行政に聞いてもらえてよかったです。」「



おしの村女性政策塾について  
のご意見・ご質問は・・・

忍野村役場 総務課  
男女共同参画事業担当

0555・84・7791

(総務課直通)

# 忍野駐在所だよ



## 新入学児童の

### 交通事故防止について

村内でも4月に入りますと、新入学児童が、真新しい帽子に、まだまだ自分の体よりも大きなピカピカのランドセルを背負って通学します。

新1年生は、新しい環境で気持ち落ち着かないばかりか、通学にも不慣れなため、その途中に潜む交通上の危険を知ることが出来ませんし、また大きなランドセルで体の自由が奪われて安全確認が不十分になりがちです。

さらに新しいお友達との話に夢中になったりすると、接近する車が目に入らず整然と歩いていたのに急に道路に飛び出したり、いきなり道路を横断したりといった行動も予想されます。

ドライバーの皆さんは、新入学児童を見かけたら、まずスピードを落とし、その動静に注意し交通事故防止に努めてください。

## 学年末の少年非行

### 防止について

まもなく学年末休みとなります。

この時期は、卒業・進学・就職など少年の生活環境や人間関係が大きく変わり、新しい生活への期待感、不安感、開放感からともすると生活のリズムが乱れがちになります。

また、心のゆるみから家出や飲酒、喫煙などの不良行為や非行に走ることが比較的多くなりがちです。

警察では、学校をはじめ、関係機関との連携を強化し街頭補導、相談活動に力を入れていきますので、村内の皆さんも子供とコミュニケーションを持ち家族ぐるみで非行防止に努め、小さな兆候を見つけたら放置せず、積極的に話し合うことが必要です。

## シートベルトを

### 着用しましょう

シートベルトのシグナルは「カチ」という音です。

シートベルトを着用しない理由として、

「面倒だから」「近くだから」

「スピードを出さないから」

ということが多いようです。

しかし、シートベルトは万が一の交通事故から身を守ってくれる、もっとも簡単な安全の手段です。

ドライバーの方は、シートベルトの重要性を再認識し、自分だけでなく大切な家族にもシートベルトの着用を徹底してください。

## 駐在所からお願い

村内では、年が明けてから雪が多く降り、交通事故が多発しました。

新入学の時期を迎え、ドライバーの方は改めて交通事故防止に努めてください。

また犯罪も、屋外に置いておいたものが盗まれるといった事件も散見されますので家の周囲を整理し、盗難防止に努め不審な車や人を見かけたら、**迷わず110番通報**してください。

「ご意見・ご感想があれば駐在所までご連絡下さい。」

TEL 0555・84・2052

木 Thu	金 Fri	土 Sat
<b>3</b> ・1歳6カ月児健康診査 (平成15年7・8月生まれ)  ・雛祭り	<b>4</b>  ・母子健康手帳交付及び 村民なんでも健康相談 ・ひまわりサロン	<b>5</b> 予定が変更 される場合が ありますので、 広報4月号で ご確認ください。
<b>10</b>	<b>11</b>  ・母子健康手帳交付及び 村民なんでも健康相談 ・ひまわりサロン	<b>12</b>
<b>17</b> ・2歳児 歯科検診と健康相談 [ 期 ] 平成15年1・2月生まれ [ 期 ] 平成14年7・8月生まれ  ・彼岸入り	<b>18</b>  ・母子健康手帳交付及び 村民なんでも健康相談 ・ひまわりサロン ・出張健康相談及び いきいき健康教室(忍草)	<b>19</b>
<b>24</b> ツベルクリン反応検査 判定及びBCG接種	<b>25</b>  ・母子健康手帳交付及び 村民なんでも健康相談 ・ひまわりサロン(保育士) ・出張健康相談及び いきいき健康教室(内野)	<b>26</b>
<b>31</b>	<b>【お知らせ】</b> 母子健康手帳交付及び村民なんでも健康相談、ひまわりサロン は平成16年4月より、曜日と時間が変更になっています。 (旧)月曜日 午後1時30分～3時30分 ↓ (新)金曜日 午前9時30分～11時30分	

## 【健康カレンダー】





### 4月

- 乳児健康診査  
平成16年  
3・8・11月後半生まれ  
[12日]
- 平成16年  
4・9・12月前半生まれ  
[26日]
- 3歳児健康診査  
平成13年10・11月生まれ  
[21日]
- 育児教室  
平成16年10・11・12月  
生まれ  
[5・19日]
- ポリオ経口投与  
[25日]
- 乳幼児発達相談(要予約)  
[18日]
- 乳幼児発達訓練(要予約)  
[22日]
- リハビリ教室  
[13・27日]
- 出張健康相談及び  
いきいき健康教室  
内野[8日] 忍草[15日]
- 母子健康手帳交付及び  
村民なんでも健康相談  
[1・8・15・22日]

## 今月の行事

- 1～7日  
/ 春の全国火災予防運動  
3日 / 雛祭り  
17日 / 彼岸入り  
20日 / 春分の日  
彼岸中日  
23日 / 彼岸明け

## ゴミの収集

-  燃えるゴミ収集日
-  燃えないゴミ収集日
-  資源ゴミ収集日
-  粗大ゴミ収集日

ビン・缶等は処理費の安い「資源ゴミ」への持ち込みを！

## タイムスリップ 昭和62年度

大雪の後なかなか雪が解けない日が続く

K 男：「先生、春が来て早く花が咲くといいねえ」  
(年中児)

本の“まちがい探し”をしていて

R 男：「もうないな～、ん～と...、あったー!!  
こっちが5・6でこっちが5・7でしょー！」  
(ページなんだけど確かに違う)  
(年中児)

母親が妹をおんぶしている . . . . .

T 男：「先生、お母さんがになってきた子、めぐみちゅう子よ」  
(年長児)

PTAで学校に行くことを朝、母親から聞いてきたK子ちゃん

K 子：「お母さんね、今日、ピーターに行くんだって」

保育士：「...?、PTAじゃないの?」

K 子：「うん、そうだった」

(年長児)

# 3月の行事予定

「可燃ゴミ」「不燃ゴミ」(朝7〜8時)、「資源ゴミ」(朝8〜9時)の搬出時間を守りましょう。

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed
		1  (ファナック) ・乳児健康診査 (平成16年2・7・10月 後半生まれ) ・春の全国火災予防運動 (～7日)	2 
6	7  (内野・忍草・平山)	8  (ファナック) 妊婦教室 (平成17年7・8・9月 出産予定の方)	9  リハビリ教室
13	14  (内野・忍草・平山) 妊婦教室 (平成17年7・8・9月 出産予定の方)	15  (ファナック) 乳児健康診査 (平成16年3・8・11月 前半生まれ)	16 
20 ・春分の日 ・彼岸中日	21 振替休日	22  (ファナック) ツベルクリン反応検査	23  ・言語訓練 ・彼岸明け
27	28  (内野・忍草・平山)	29  (ファナック)	30  ・リハビリ教室 ・献 血

## こどものつづき

お家、祖父母宅、保育所と計3回誕生日のお祝いをしてもらったK男くん  
 K 男：「こんなにたくさん誕生会をしても、  
 5歳は5歳で変わらないんだよね～？」  
 (年中児)

50cm以上も積もった雪の日  
 R 子：「先生、鉄棒がちいちゃくなっちゃった!!」  
 (年長児)

給食に“菜の花添え”が出る。  
 花の部分がブロッコリーに見えたのか  
 S 子：「あ!! ブロッコリー」  
 (2歳児)



# NEWS & PHOTO

## 「しあわせの黄色いレシートキャンペーン」による寄付金について

昨年暮れ、株式会社セルバ（代表桑原孝正氏）忍野店より教育施設整備に役立てていただきたいと、金53,665円の寄付を頂きました。

ご厚意に対しまして感謝を申し上げます。



## 優良「学校給食共同調理場」表彰受賞について

平成17年1月22日、平成16年度山梨県給食大会が南アルプス市白根桃源郷文化会館で開催されました。

学校給食の充実向上に尽くした功績が認められ、忍野村学校給食共同調理場が県教育長より表彰されました。



My  
Child



ときとう しゅんすけ  
時任 俊輔くん  
(1歳3ヶ月)

宏彰さん、清美さんの  
長男

忍草3513-12-406

村のうごき

H17.1.31現在 (前月比)



人口	8,555 (+15)
男	4,480 (+17)
女	4,075 (-2)
世帯	2,865 (+10)

## 広報おしの

2005（平成17年）発行毎月1回

編集・発行／忍野村役場総務課

山梨県南都留郡忍野村忍草1514

電話 0555-84-3111

印刷 GRANT

URL <http://www.vill.oshino.yamanashi.jp>

この広報紙についてのご意見、ご感想がございましたら、忍野村役場総務課 広報公聴担当までお寄せください。